

兵庫県稲美町農業委員会  
令和3年12月定例会会議録

- 1 開催日時 令和3年12月21日（火）13時30分～14時15分  
2 場 所 稲美町役場 本館3階 303会議室

3 議 事

報告第19号「農地法第18条第6項の規定による届出について」

⇒承認（2件）

報告第20号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について（専決処理）」⇒承認（1件）

議案第43号「非農地証明交付申請の承認について」⇒承認（2件）

議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」

⇒許可（5件）

議案第45号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（3件）

議案第46号「農用地利用集積計画の決定について」⇒決定

4 出席委員（14名）

1番・山本恵洋	2番・福田正人	3番・丸山治正	4番・福田 修
5番・坂本英正	6番・大西寿々代	7番・藤本勝彦	8番・丸尾信夫
9番・久保敬治	10番・大西純子	11番・鳴瀬敏雄	12番・松尾芳夫
13番・大村信介	14番・高橋秀一		

5 欠席委員（なし）

6 事務局

局長 松本るみ子 課長補佐 中川 剛

7 議事録署名人

6番・大西寿々代 委員 7番・藤本勝彦 委員

8 議 事

事務局： ただいまから令和3年12月定例会を開会いたします。

開会にあたり、稲美町農業委員会会長高橋が開会のご挨拶を申し上げます。

会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございます。

それでは、議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第4条には、「会議は会長が議長となり会議を運営する」との規定がございます。会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしく申し上げます。

議長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、委員全員が出席されていますので、会議は成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名委員を、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、6番・大西寿々代委員、7番・藤本勝彦委員の両名にお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしく申し上げます。

今月の議案は、既に配付いたしておりますとおり、報告第19号・第20号及び議案第43号～第46号まででございます。よろしくご審議をお願いします。

議長： それでは、報告第19号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。届出件数は2件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町印南字中場

地 目： 田

面 積： 2, 276 m<sup>2</sup>

賃貸人： 地元所有者

賃借人： 農業参入法人

設定された権利： 利用集積

解約理由： 売却のため

解約届出日： 令和3年11月29日

解約成立日： 令和3年11月29日

土地引渡時期： 令和3年11月29日

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在： 稲美町岡字緑ヶ岡

地 目： 田

面 積： 501㎡

賃貸人： 地元農業者

賃借人： 地元農業者

設定された権利： 残存小作

解約理由： 残存小作地を解消するため

解約届出日： 令和3年12月6日

解約成立日： 令和3年12月6日

土地引渡時期： 令和4年5月31日

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。

議長： それでは、報告第20号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」(専決処理)を議題といたします。届出件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町岡字本バタ(岡西集落内)

地 目： 田(現況 宅地)

転用面積： 156㎡

申請人： 地元農業者

転用目的： 進入路、庭及び家庭菜園場

土地利用計画： 申請地北部分は進入路、中間部分は花壇・菜園、南部分は農機具置き場・果樹。造成済み、始末書。

専決処理： 令和3年11月29日

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の進入路、庭及び家庭菜園場への転用で、稲美町農業委員会として既に令和3年11月29日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議長：それでは、議案第43号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。申請件数は2件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町岡字緑ヶ岡（岡東集落北東部）

地目：田（現況宅地）

面積：329㎡

農地法第2条第1項の農地でなくなった時期：

昭和45年頃に農家住宅の増築、続いて農業用倉庫を建築した際に建物敷地、駐車場及び庭用地として利用し現在に至る。

国土交通省国土地理院が昭和60年11月4日に撮影した航空写真添付。

議長：「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局：地元最適化推進委員は山本委員です。現状において農業用水や周辺農地、道路への影響について、問題はないとの報告がありました。

議長：「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局：令和3年12月16日13時30分～17時00分までの間、13番・大村信介農地担当副会長補佐、3番・丸山治正委員、10番・大西純子委員及び事務局2人の5名で、申請地の現地調査を実施しました。担当委員から調査結果を報告願います。

3番・丸山委員：北と西は道路、南は申請者所有の宅地と農地、東は農地です。駐車場、庭用地になって20年以上経っており、周辺道路等への影響はなく、承認しても問題ないと思います。

議長：説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

（意見、質問なし）

議長：特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長：全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり承認することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在： 稲美町印南字南場 （住吉神社北方）

地 目： 田 （現況 山林）

面 積： 1, 575 m<sup>2</sup>

農地法第2条第1項の農地でなくなった時期：

30年以上不耕作状態が続き、森林状態にある。国土交通省  
国土地理院が平成6年5月8日に撮影した航空写真添付。

議 長： 「番号2」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は青山委員です。申請地の北側を流れる水路を除き、申請地も含めて山林は伐採され更地が広がっている。農業用排水への影響はない。周囲に農地、道路はない。承認なく更地にしてしまった問題はあるが、承認はやむをえないと思うとの報告がありました。

議 長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

13番・大村委員： 30年以上山林に囲まれて森林状態になっていたことから、承認はやむをえないと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

（意見、質問なし）

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり承認することに決定します。

議 長： それでは、議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は5件です。

「番号1」「番号2」は申請地の等価交換につき、一括審議にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長： 異議なしと認めます。

「番号1」「番号2」について、事務局に説明を求めます。

「番号1」

所 在： 稲美町岡字里 （天満大池西方）

地 目：田  
面 積：9 1 0 m<sup>2</sup>  
移動する権利：所有権  
譲渡人：地元農家  
譲受人：地元農家  
農機具：トラクター・田植機・コンバイン・農用自動車 各 1 台  
栽培作物：水稲、麦。

「番号 2」

所 在：稲美町岡字西 （天満大池北池東方）

地 目：田

面 積：6 7 8 m<sup>2</sup>

移動する権利：所有権

譲渡人：地元農家

譲受人：地元農家

農機具：トラクター・田植機・農用自動車 各 1 台

栽培作物：水稲、野菜。

議 長： 「番号 1」「番号 2」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山本委員です。許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議 長： 「番号 1」「番号 2」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

13番・大村委員： 申請者 2 名は熱心な農家で、交換後も水稲を植え農地の維持管理をしていかれるので、許可しても問題ないと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

（意見、質問なし）

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、「番号 1」「番号 2」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号 3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号 3」

所 在：稲美町加古字大沢西（大沢中新田信号東）

地 目：田

面 積：1, 150 m<sup>2</sup>

移動する権利：所有権

譲渡人：町外居住者

譲受人：地元農家

農機具：トラクター・田植機・農用自動車・コンバイン 各1台

栽培作物：水稲、野菜。

議 長： 「番号3」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は前川委員です。問題ないとの報告をいただいています。

議 長： 「番号3」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

10番・大西純子委員： 申請地は小芋栽培のあと鋤いてありました。譲受人は地元で熱心に農業をされていますので、許可しても問題ないと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございますか。

(意見、質問なし)

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号3」について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長： 全員挙手ですので、「番号3」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号4」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号4」

所 在：稲美町岡字本バタ	田	450 m <sup>2</sup>
	田	2.78 m <sup>2</sup>
	田	23 m <sup>2</sup>
(岡東霊園東方) 3筆合計		475.78 m <sup>2</sup>

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：地元農家

農機具：トラクター・管理機・農用自動車 各1台 草刈機 3台

栽培作物：水稲、野菜。

議 長： 「番号4」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告

願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山本委員です。許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号4」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

3番・丸山委員： 申請地は耕してありました。譲受人は熱心な農家で、許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号4」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号5」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号5」

所 在： 稲美町印南字中場（広谷池南方）

地 目： 田

面 積： 2, 276 m<sup>2</sup>

移動する権利： 所有権

譲渡人： 町内在住所有者

譲受人： 地元農家兼法人役員

農機具： トラクター・自走式草刈機・軽トラック

栽培作物： 水稻、果樹。申請地は水稻。

議長： 「番号5」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は松原委員です。利用集積時と耕作状況に変更はないので許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号5」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

13番・大村委員： 耕作状況に変化はなく水稻を栽培される予定ですので、許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。



(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号5」は申請のとおり許可することに決定します。

議長： それでは、議案第45号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は3件です。「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在： 稲美町加古字上新田東 畑 1 4 5 m<sup>2</sup>  
畑 1 1 9 m<sup>2</sup>  
(加古八幡神社西方) 2筆合計 2 6 4 m<sup>2</sup>

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元農家

譲受人： 木型・金型製造販売業者

転用目的： 露天資材置場

土地利用計画： 北は道、西は住宅、東は公園・神社、南は譲受人工場。整地し砕石仕上げ。雨水は申請地中央に南北にU字溝を設け譲受人工場北西角既設会所に接続。資材は工場北側出入口を広げて搬出入する。

議長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は西川委員です。道路への影響はない。U字溝を設置し排水するので周辺農地への影響もないと思うとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

3番・丸山委員： 雨水は申請地中央に設けるU字溝から工場既設の排水施設に流す計画です。西側宅地や東側へも影響がないようにするとのことなので、転用しても問題ないものと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

7番・藤本委員： 申請地の南西にある3筆の農地についてはどうですか。

事務局： 現況はバラ園と作付けなしの畑です。少し管理の悪いところもあります。譲受人から、農地への通行は申請地を通過していただいてよいと聞いています。

議長： 他に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び所有権の移動について、賛成の委員の挙手を

求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用及び所有権の移動が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所在： 稲美町中一色字新改 (中一色集落西方)

地目： 田 (現況 宅地)

面積： 105㎡

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 地元居住者

転用目的： 露天駐車場及び車庫

土地利用計画： 南は譲受人住宅、東は進入路、西水路、北は譲渡人所有の農地。始末書。平成6年に住宅を建築し、平成10年頃進入路及び申請地部分を造成済。車庫、露天駐車場として現在まで利用。

議長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は本川委員です。現況で農業用水や道路等に影響は無いとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

10番・大西純子委員： 申請地は、20年以上現状の利用をされています。農地等への影響はないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号2」の転用及び所有権の移動について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり転用及び所有権の移動が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所 在：稲美町中一色字新改 田（宅地） 6 7 m<sup>2</sup>  
田（畑） 3 4 8 m<sup>2</sup>  
（中一色集落西方） 2筆合計 4 1 5 m<sup>2</sup>

移動する権利：使用貸借権

譲渡人：地元所有者

譲受人：町内在住者2名

転用目的：分家住宅

土地利用計画：南は申請者生家住宅敷地、進入路は南の道路に接続、東は農地、西は水路を挟んで農地、北は譲渡人所有の農地。進入路部分の一部造成済につき始末書添付。南側宅地の高さまで盛土する。汚水は合併浄化槽で処理し、雨水とともに南側道路内の水路に放流する。

※ 都市計画法第43条第1項の建築物の新築許可申請書提出済み

議長： 「番号3」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は本川委員です。農業用水や道路等に影響は無いとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

10番・大西純子委員： 申請地は、北が譲渡人所有の畑、西と東が農地、南が宅地と道路です。雨水及び合併浄化槽で処理した汚水は南側道路内の水路に放流する計画ですので、転用しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号3」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり転用及び使用貸借権の設定が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第46号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

この議案では、農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」に 1番・山本恵洋委員、5番・坂本英正委員、が該当しますので、山本委員、坂本委員の退席を求めます。

（山本委員、坂本委員退席）

それでは、事務局に説明を求めます。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）：7件  
利用権を設定する申請者（貸付者）：9件  
申請筆数：22筆  
申請面積：25, 346 m<sup>2</sup>

「明細」

利用権を設定する申請者（借受者）：7件  
利用権を設定する申請者（貸付者）：9件  
申請筆数：22筆  
申請面積：25, 346 m<sup>2</sup>  
借受理由：経営移譲 1件  
                  経営規模拡大 6件  
貸付理由：経営移譲 2件  
                  高齢により耕作できない 6件  
                  兼業による労力不足 1件

議 長： 地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 借受人等について、地元の最適化推進委員へ調査依頼した案件はありません。

議 長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。  
          （意見、質問なし）

議 長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。  
          農用地利用集積計画を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。  
          （全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、農用地利用集積計画は、原案のとおり決定いたします。

          退席中の 1番・山本恵洋委員、5番・坂本英正委員 は自席にお戻りください。

          （山本委員、坂本委員、席に戻る）

議 長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。  
          委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和3年12月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調整する。

令和3年12月21日

議長 高橋 秀一

委員 大西 寿々代

委員 藤本 勝彦